

施工体制等立入り点検の実施について

平成16年7月29日制定

第1 趣旨

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」の施行により、発注者責任として一括下請負の禁止等の施工体制の適正化が義務付けられたため、本市が発注する建設工事の適正な施工の確保及び不良不適格業者の排除の徹底を図るための施工体制等立入り点検の実施について、その方法や報告等の取扱いを定める。

第2 点検実施の目的

中間又は完了検査ではカバーできない実際の施工体制等を把握するため、次の目的で実施する。

- (1) 不良不適格業者の排除の徹底(一括下請の排除、技術者の適正配置「専任制確保」の推進)
- (2) 市工事の施工業者への建設業法及び約款遵守の意識啓発(届出、承認手続等の適正化)
- (3) 市工事における適正な元請・下請関係の確保(契約書整備、前払金等の代金支払の適正化)
- (4) 監督員の能力向上

第3 実施内容

1 点検に対する基本スタンス

- (1) 施工の実態が把握できる抜打ち方式として相手方に事前通知を行わない。
- (2) 最小コストで最大効果を得るため、PR活動を展開する。
- (3) 不適切な事例が確認された場合は、「配置技術者の専任等違反及び一括下請け事例の対応方針について(平成16年7月29日制定)」により対応する。

2 点検項目及び内容(施工体制等立入り点検チェックリスト(様式第2号)参照)

- (1) 施工体制の状況
- (2) 事務的整理の状況
- (3) 監督員の状況
- (4) 一括下請の状況

3 適用対象工事

対象工事は、別紙1「施工体制等立入り点検の点検項目と対象工事選定のガイドライン」を参考とし、工事担当部長が指定する。(総務部長(財政課)からの要請を含む。)

第4 実施体制

実施体制は次のとおりとし、支所も必要に応じて応援参加する。

編 成	担当職員等	担当職務
リーダー	工事担当課の課長 (又はそれに準じる者として工事担当部長が指名する者)	全体調整等 (技術者能力試問等を含む。)
技術班	工事担当課の主幹 (又は当該工事の担当係長)	施工体制、監督員、一括下請けの状況等
事務班	財政課長 (又は財政課長が指名する者)	事務的整理の状況等
監督員	当該工事の一般監督員	点検の円滑な実施のための調整等
その他	必要に応じて追加 (支所の応援職員)	リーダーが指定する項目

第5 実施結果の集約と活用

- 1 実施結果を今後に活用するため、点検を実施した工事担当部長は、点検結果を施工体制等立入り点検実施結果整理表(様式第1号)及び施工体制等立入り点検チェックリスト(様式第2号)に整理し、総務部長(財政課)に実施ごとに報告すること。
- 2 工事検査時に点検結果を工事検査員に提示すること。
- 3 工事検査員は、立入り点検の結果を工事成績評定に反映すること。

第6 適用

平成16年8月1日以降実施する施工体制立入り点検に適用する。